

まちづくり実働組織の認定について

平成27年度からスタートした新たな地域自治制度の中核を担うまちづくり実働組織について、市内で初めての認定組織が誕生しました。

【概要】

実働組織名称：「皆川地区街づくり協議会」

代表者：大橋 利隆

構成団体：自治会連合会、公民館連絡協議会、交通安全協会、女性会、長寿会、地区社協、体育協会、消防団、子ども会育成会、クリーン推進連等の各種団体

認定日：平成28年3月30日

予定する事業：・皆川城址まつり

・皆川城址公園の植木の管理

・ふれあい農業体験（イチゴ狩り、田植え、稲刈り等）

・広報紙『田舎^{いなか}瑠茶』発行 等

所属する地域会議：栃木西部地域会議

【認定の要件】

- (1) 同一地域内の複数の団体、地域住民等で構成された組織であること。
- (2) 同一地域内において地域固有の課題の解決又は地域の特色を生かした活動に自主的に取り組む組織であること。
- (3) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他まちづくり実働組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (4) まちづくり実働組織の代表者及び役員が、当該まちづくり実働組織の構成員の意思に基づいて選出されていること。

【効果（認定によるメリット）】

- ・認定により財政的な支援を受けることが可能になり、地域内の各種団体がより連携を深めることで、地域の特色を生かしながら、従前より更に機動的に地域課題を解決することが可能となります。
- ・皆川地区街づくり協議会が他地域のまちづくり実働組織の設立、認定への目標となり、後に続く組織のやる気を促す起爆剤となることが期待されます。
- ・昨年度より設置された地域会議とまちづくり実働組織が地域づくりを推進する両輪となり、より効率よく、またより発展的な活動をしていくことが期待されます。

【問合せ先】

総合政策部 地域づくり推進課

地域づくり推進係 担当 清水 電話 0282-21-2331